平成２４年（フ）第２３６３号
横浜市金沢区富岡東１丁目26番２―701号
破産者　宮野　政和
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２号
愛媛県伊予市灘町144番地１
破産者　二宮　要一
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
長崎県諫早市黒崎町169番地
破産者　江嶋　憲一
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
鹿児島県指宿市東方7845番地３　ラ・シャンブルー今奈良１―１、住民票上の住所鹿児島県指宿市東方7845番地３　ラ・シャンブルータケダ１―１
破産者　村元　重夫
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３３２号
神奈川県小田原市千代1066番地の６
破産者　水越　良隆
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３３号
神奈川県小田原市千代1066番地の６
破産者　水越やよい
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６３２号
札幌市豊平区平岸４条11丁目７番12号
破産者　塚本　信一
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３号
青森県八戸市大字大久保字長沢23番地４
破産者　藤田　洋文
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
青森県八戸市大字大久保字長沢23番地４
破産者　藤田佐智子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
山形県米沢市東２丁目７番111号　コーポ米沢東202号室、前住所山形県米沢市万世町片子254番地の13
破産者　田中　花子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３４１５号
大阪市中央区島之内１丁目４番30号
破産者　田中　精彦（旧氏名矢部精彦）
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４２３号
大阪府八尾市曙川東６丁目83番地の２　オーガストプラザ301号
破産者　種子田運送こと　種子田英司
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６８７号
大阪府吹田市豊津町15番17―203号
破産者　伊藤　　守
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２号
福岡県久留米市櫛原町51番地14
破産者　石垣　純次
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３８号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目19―１　ビラブリランテ205、住民票上の住所茨城県つくば市上大島902番地１
破産者　関　　徳男
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
新潟市南区白根水道町10番38号
破産者　山崎　　仁
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
山梨県甲府市中央５丁目１番10号
破産者　大柴美知子（旧姓須田）
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中10番地４
破産者　山本　康裕
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部